

令和7年2月3日

各位

小国町

第3回小国町物価高騰対策お買物券 参画事業者の募集について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて小国町では、小国町内の参画事業所において利用できる小国町物価高騰対策お買物券（以下「お買物券」という。）を発行します。なお今回のお買物券は、物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援することを目的に全町民を対象に配布するものです。

発行に先立ちまして、その参画事業者を募集いたしますので、参画希望の方は、小国町役場へ申請書を提出いただきますようお願いします。

募集期間 令和7年2月21日まで（締め切り後も随時登録は可能です）

※最終募集期限：令和7年7月31日（木）

提出先 小国町役場2階 産業課窓口

※店内掲示用のポスター・換金請求書をお渡しします。

お買物券利用期間：令和7年3月10日～令和7年8月31日

お買物券換金期間：令和7年3月10日～令和7年9月19日

※お買物券の発送は3月上旬以降を予定しています。

ご応募にあたっては次の各事項にご注意ください。

***お買物券の利用対象とならないもの**

- ・国や地方公共団体への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等）等の公共料金
- ・出資や債務の支払い
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこの購入 ・自社商品の購買
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わるもの
- ・事業活動に伴う原材料、機器類、仕入れ商品等の調達
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

***その他留意事項**

- ・釣銭は出ません ・利用期限を設定します。・現金との引き換えはいたしません。
- ・盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。
- ・参画店舗等で独自に利用対象としない商品を定める場合は、利用者が認識できるよう明示してください。

問合先

小国町役場 産業課 商工観光係

担当：新家・橋本

TEL:0967-46-2113

FAX:0967-46-2368